2026年３月17日改正

モバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約

（目的）

第１条　この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が定める「ＩＣカード乗車券取扱約款」（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号。以下「ＩＣ約款」といいます。）に定めるサービス内容とご利用条件のうち、別表１に定めるアプリケーションにおいて取り扱うＩＣＯＣＡ乗車券（以下「本ＩＣＯＣＡ」といいます。）の利用に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第２条　本サービスの内容及び利用条件等については、この規約の定めるところによります。

２　この規約に定めのない事項については、法令及びＩＣ約款、「ＩＣＯＣＡ電子マネー取扱約款」（平成17年９月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号。以下「電子マネー約款」といいます。）、「WESTER会員規約」、「WESTERポイント規約」、「WESTERポイント（チャージ専用）規約」、東海旅客鉄道株式会社が定める「東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード乗車券運送約款」（以下、「東海ＩＣ約款」といいます。）等の定めるところによります。

３　ＩＣ約款第４条第１項、第９条、第12条、第13条、第17条の２、第18条、第18条の２、第18条の３、第19条の２、第23条、第23条の２、第24条、第25条、第28条、第29条、第31条、第35条、第36条、第37条、第38条、第43条、第45条第１項、第46条、第47条に定める事項については、本サービスには適用しないこととします。また、この規約と前項に定める規則、規約、特約等と齟齬・矛盾が生じた場合は、この規約を優先して適用します。

４　ＩＣＯＣＡアプリで本サービスを利用する場合、利用者は、第５条に定める会員登録を行うこととし、モバイルＩＣＯＣＡ会員に関する取扱いは「モバイルＩＣＯＣＡ会員規約」の定めるところによります。

５　共有設定ＩＣＯＣＡの管理者においては、共有設定の特性上、適用可能な範囲に限り、この規約を適用します。

（用語の定義）

第３条　この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）「モバイルデバイス」とは、当社が定める設定を行うことで本ＩＣＯＣＡを利用することができる特定の機能を備えた携帯情報端末で、別表１に定めるＯＳを搭載したものをいいます。

（２）「ＩＣＯＣＡ」とは、本ＩＣＯＣＡに関して、ＩＣＯＣＡ番号単位のものをいいます。

（３）「ＩＣＯＣＡカード」とは、ＩＣ約款に定めるＩＣＯＣＡ乗車券のうち、ＩＣカード

媒体にて発行するものをいいます。

（4）「利用者」とは、第６条第１項又は第２項に定める手続きを完了し、本サービスを利用するものをいいます。なお、第 10 号に定めるモバイルＩＣＯＣＡ会員及び第 17 号に定める共有設定ＩＣＯＣＡの利用者も含みます。

（5）「モバイルＩＣＯＣＡアプリ」とは、本サービスを利用するために当社が提供する、Android 向けのアプリケーションをいいます。

（6）「ＩＣＯＣＡアプリケーション」とは、本サービスを利用するために当社が提供する、iOS 向けのアプリケーションをいいます。

（7）「ＩＣＯＣＡアプリ」とは、本サービスを利用するために当社が提供する、「モバイルＩＣＯＣＡアプリ」及び「ＩＣＯＣＡアプリケーション」を総称していいます。

（8）「ウォレット」とは、本サービスを利用するために Apple 社が提供する、iOS 向けのアプリケーションをいいます。

（9）「本サービスのアプリ」とは、第５号から第８号を総称していいます。

(10)「モバイルＩＣＯＣＡ会員」とは、第５条に定める会員登録を行ったうえで第６条第１項又は第２項に定める手続きを完了し、本サービスを利用する者をいいます。

(11)「会員メニュー」とは、モバイルＩＣＯＣＡ会員に限り利用できる、当社が運営するウェブサイト上のサービスをいいます。

(12)「サポートセンター」とは、モバイルＩＣＯＣＡ会員を対象に本サービスに関するサポートサービスを提供する、当社が運営するコールセンターをいいます。

(13)「決済用カード」とは、対象社が各別に指定するクレジットカード等であって、会員が決済手段として登録することを希望した利用者本人名義のもので、対象社がこれを認めたものをいいます。

(14)「代理決済」とは、モバイルＩＣＯＣＡ会員が通学定期券を第 13 条、第 13 条の２、第 14 条、第 14 条の２のいずれかにより購入する場合、又は第 15 条、第 15 条の２のいずれかにより区間変更を行う場合に、モバイルＩＣＯＣＡ会員の保護者等名義のクレジットカード等（ただし、対象社が各別に認めたものに限ります。以下「保護者等の決済用カード」といいます。）により決済処理をすることをいいます。なお、この場合、保護者等の決済用カードの名義人本人がカード情報を入力するものとします。

(15)「通学定期券」とは、西日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年４月西日本旅客鉄道株式会社公告第３号。）第 36 条に定める通学定期券をいいます。ただし、小学生用の通学定期券を除きます。

(16)「共有設定」とは、Apple 社が提供するファミリー共有サービスを用いて、モバイルデバイスを使用する者（以下「管理者」といいます。）が、当該モバイルデバイスと管理者以外の者（13 歳以上に限る。）が使用する腕時計（別表１のウに定める watch OS を搭載したものに限る。以下「Watch」といいます。）を関連付け、当該 Watch を当該管理者以外の者に使用させることなどを目的とした設定のことをいいます。

(17)「共有設定ＩＣＯＣＡ」とは、共有設定がされた Watch に発行、発行替えのいずれか

を行ったＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）をいいます。

(18)「電気通信事業者」とは、本サービスを利用するために必要な通信サービスを提供する、移動体通信事業者又は仮想移動体通信事業者をいいます。

(19)「ソフトウェア」とは、本サービスを利用するために必要な、当社、電気通信事業者又はモバイルデバイスを生産するメーカーが提供するソフトウェア等をいいます。

(20)「対象社」とは、当社及び別表３で定める発売する定期券を本ＩＣＯＣＡに搭載できる事業者（以下「定期券搭載提携事業者」といいます。）のことをいいます。

(21)「発行替え」とは、ＩＣＯＣＡアプリケーション又はウォレット上の所定の操作により、ＩＣＯＣＡカード（小児用運賃の適用となるＩＣＯＣＡ、第13条第２項及び第３項に定める本サービスにおいて購入できないＩＣＯＣＡ定期券、ＩＣ約款第13条の３に定める記念ＩＣＯＣＡ（一部を除きます。）、同第45条第２項により他社（定期券搭載提携事業者を除きます。）の乗車券を付加したＩＣＯＣＡ及びその他別に定めるＩＣＯＣＡを除きます。）の情報を、モバイルデバイス内に内蔵されたＩＣチップに移行させることにより、モバイルデバイスに移し替えて発行することをいいます。

(22)「ＪＲW定期券」とは、モバイルデバイス上で利用するＩＣＯＣＡ定期券をいいます。

(23)「ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）」とは、本ＩＣＯＣＡのうち、ＩＣ約款第29条に定めるＩＣＯＣＡ定期券を搭載できる機能をもち、別表２（１）に定めるＩＣＯＣＡデザインを施し発行したものをいいます。

(24)「ＪＲＣ定期券」とは、東海ＩＣ約款に定める「モバイルデバイス定期券」をいいます。

(25)「ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）」とは、本ＩＣＯＣＡのうち、ＪＲＣ定期券を搭載できる機能をもち、別表２（２）に定めるＴＯＩＣＡデザインを施し発行したものをいいます。

（契約の成立時期）

第４条　本サービスの利用に関する当社との契約（以下「本契約」といいます。）は、利用者が使用するモバイルデバイスにおいて、第６条第１項により本ＩＣＯＣＡの発行を完了した時、同条第２項に定める発行替えを完了した時に、当社及び利用者との間において成立するものとします。

２　前項の定めにかかわらず共有設定ＩＣＯＣＡについては、本契約は、第６条第14項により管理者が共有設定ＩＣＯＣＡの発行を完了した時、同条第２項に定める発行替えを完了した時とし、当社、当該管理者及び当該共有設定ＩＣＯＣＡを使用する利用者との間において成立するものとします。

（個人情報の取扱）

第４条の２　当社は、本ＩＣＯＣＡにおける個人情報及び個人データを保有するものとし、その個人情報及び個人データの取り扱いにあたっては、個人情報保護法を順守するとと

もに、当社が定める「ＪＲ西日本プライバシーポリシー」により取り扱います。

２　当社は、ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）で取得する個人情報にあたっては、個人情報保護法の定めに従い、以下の要領で東海旅客鉄道株式会社へ提供をいたします。

（１）当社及び東海旅客鉄道株式会社は、ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）のサービス提供のため、以下の要領で個人データの共同利用をします。

ア　共同利用する個人データの項目：

ＩＣＯＣＡ　ＩＤｉ、氏名、生年月日、電話番号、性別、利用履歴（利用日時、利用店舗、利用金額等の購買履歴を含む）、定期券情報、定期券購入履歴、金融機関口座情報

イ　共同利用者の範囲：

当社及び東海旅客鉄道株式会社

ウ　利用目的：

・ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）のサービス提供を含む契約の締結及び履行のため

・ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）の利用者の登録情報の確認のため

・ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）の利用者への連絡のため

・払いもどし時の返金振込先の確認のため

・障害対応及び不正利用対応等のトラブル対応のため

・ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）の利用者の情報及び利用動向の把握並びに分析のため

・ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）のサービス及びキャンペーン等に関する情報の提供のため

エ　個人データの管理について責任を有する者の名称：

当社及び東海旅客鉄道株式会社

（２）当社は、利用者が東海旅客鉄道株式会社の提供する各種サービスにＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）のＩＤｉを登録した場合は、該当サービスの提供のため、前号アで定められた項目の個人データを東海旅客鉄道株式会社に提供します。

（会員登録）

第５条　利用者は、別に定めるモバイルＩＣＯＣＡ会員規約に同意し、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により会員登録手続き及び第６条第１項又は第２項に定める手続きを完了することにより、本ＩＣＯＣＡにおいて、モバイルＩＣＯＣＡ会員に対する本サービスを利用することができます。

２　前項にかかわらず、会員登録を行わずにＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を利用している利用者は、別に定めるモバイルＩＣＯＣＡ会員規約に同意し、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により会員登録手続きを完了することによりモバイルＩＣＯＣＡ会員となり、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）において、モバイルＩＣＯＣＡ会員に対する本サービス

を利用することができます。ただし、記名人が登録されたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を利用している場合は、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に登録された記名人と同一の氏名で会員データを登録する場合に限り、会員登録を行うことができます。

３　前各項にかかわらず、共有設定ＩＣＯＣＡを使用する利用者は、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）においてモバイルＩＣＯＣＡ会員に対する本サービスを利用することはできません。ただし、管理者において当該共有設定ＩＣＯＣＡに対する共有設定の解除を行ったうえで、利用者がＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により会員登録手続きを完了することによりモバイルＩＣＯＣＡ会員となり、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）において、モバイルＩＣＯＣＡ会員に対する本サービスを利用することができます。ただし、記名人が登録されたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を利用している場合は、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に登録された記名人と同一の氏名で会員データを登録する場合に限り、会員登録を行うことができます。

４　第12条、第13条、第13条の２、第14条の２、第15条、第15条の２、第16条、第16条の２、第18条（第２項を除きます。）、第19条（第１項第２号を除きます。）及び第20条に定めるサービスを利用する場合、前各項に定める会員登録を行う必要があります。

（発売する定期券を本ＩＣＯＣＡに搭載できる事業者）

第５条の２　利用者は、本サービスにおいて定期券搭載提携事業者が発売した定期券を搭載できる本ＩＣＯＣＡを発行することができます。

（本ＩＣＯＣＡの発行及び発行替え）

第６条　利用者（共有設定ＩＣＯＣＡを使用する利用者を除きます。以下、本条において同じ。）は、この規約及び第２条第２項に定める規約等に同意し、本サービスのアプリ上の所定の操作を行うことにより、モバイルデバイスにおいて本ＩＣＯＣＡを発行することができます。ただし、小児用運賃の適用となるＩＣＯＣＡ及び身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年４月西日本旅客鉄道株式会社公告第７号）に定める身体障害者割引、知的障害者旅客運賃割引規則（平成３年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号）に定める知的障害者割引又は精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月西日本旅客鉄道株式会社公告第９号）に定める精神障害者割引運賃の適用となるＩＣＯＣＡは発行できません。

１の２　前項により本ＩＣＯＣＡを発行する場合、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）又はＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）を発行することができます。

２　第１項によるほか、利用者は、ＩＣＯＣＡアプリケーション又はウォレット上の所定の操作により、ＩＣＯＣＡカードの発行替えができます。この場合、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）で本ＩＣＯＣＡが発行されます。ただし、第13条第２項及び第３項に定める本サービスにおいて購入できないＪＲＷ定期券であっても、当該定期乗車券の有効期間の終了日の翌日以降であって、別に定める場合は、発行替えができます。また、ＩＣＯＣＡカードに搭載した定期乗車券の有効期間の終了日の翌日以降に発行替えを行う場合は、

当該定期乗車券の情報はモバイルデバイスに移行されません。

3　利用者は、ひとつのモバイルデバイスにおいて、複数のＩＣＯＣＡを発行又は発行替えをすることができます。ただし、使用するモバイルデバイスの種類、利用状況等により、発行できる枚数には上限があります。

4　前項により、ひとつのモバイルデバイスにおいて複数のＩＣＯＣＡを発行又は発行替えをした場合であっても、各々のＩＣＯＣＡのＳＦ残額及びその他の情報を他のＩＣＯＣＡにまとめること又は移行させることはできません。

5　第１項により本ＩＣＯＣＡを発行する場合、第２項によりＩＣＯＣＡカードをモバイルデバイスに発行替えする場合は、第５条に定める会員登録により、WESTER 会員の会員データに登録された氏名を記名人とする本ＩＣＯＣＡとして発行します。ただし、WESTER 会員の会員データに登録された氏名と異なる氏名が記録されたＩＣＯＣＡカードを当該モバイルデバイスに発行替えをすることはできません。

6　前項にかかわらず、第５条に定める会員登録を行わずに第１項によりＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を発行する場合は、記名人の登録がないＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）として発行します。ただし、モバイルデバイスにおいて、すでに記名人が登録されたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）が発行されている場合は、当該氏名を記名人とするＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）として発行します。

7　第５項にかかわらず、第５条に定める会員登録を行わずに第２項によりＩＣＯＣＡカードをモバイルデバイスに発行替えする場合は、ＩＣＯＣＡカードに記録された氏名を記名人とするＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）として発行します。ただし、氏名が記録されていないＩＣＯＣＡカードをモバイルデバイスに発行替えする場合は、記名人の登録がないＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）として発行します。

8　前項にかかわらず、第５条に定める会員登録を行わずに第２項によりＩＣＯＣＡカードをモバイルデバイスに発行替えする場合であって、モバイルデバイスにおいて、すでに記名人が登録されたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）が発行されている場合、当該氏名を記名人とするＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）として発行します。この場合、当該氏名と異なる氏名が記録されたＩＣＯＣＡカードを発行替えすることはできません。

9　第５条に定める会員登録手続きを完了した時点で、当該利用者が利用する記名人が登録されていないＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）は、WESTER 会員の会員データに登録された氏名を記名人とするＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）となります。

10　第５条に定める会員登録を行わずに、第２項により氏名が記録されたＩＣＯＣＡカードをモバイルデバイスに発行替えする場合は、発行が完了した時点で、当該ＩＣＯＣＡカードに記録された氏名を記名人とするＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）となります。

11　第５項から第 10 項により記名人が登録されたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）は、当該記名人に限り利用することができます。

12　利用者は、モバイルデバイスのうち、Apple 社が提供するモバイルデバイスを管理するシステム（以下「管理システム」といいます。）において同一口座で管理された Watch に

対して、所定の操作を行うことにより、当該 Watch にＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を発行又は管理システム内の他のモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を移し替えて使用することができます。この場合、当該 Watch に発行又は移し替えたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）は、管理システムの利用者と同一の利用者のみが使用できることとし、当該 Watch が管理システムにて管理できる状態におくこととします。

13　前項により Watch に発行又は移し替えたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を、管理システム内の他のモバイルデバイスに移し替えることができます。

14　管理者は、共有設定された Watch に対して、第１項によるＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）の発行、第２項による発行替えを行うことができます。

15　第２項により発行替えされたＩＣＯＣＡカードは無効となり、ＩＣ約款第 12 条第２項の定めによらず、利用者は当該ＩＣＯＣＡカードを切断する等適切に処理のうえ、破棄することとします。なお、利用者が当該ＩＣＯＣＡカードを破棄することで、当社は、同第 12 条第１項の定めによる所有権を放棄するものとします。

16　第２項により発行替えされたＩＣＯＣＡカードのＳＦ残額については、発行替えしたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に移行されます。また、当社が収受したデポジットは、当社がその額と同額のチャージを発行替えしたＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に行うことで、利用者に返却することとします。

17　第２項によりスマートＩＣＯＣＡをモバイルデバイスに発行替えし、第 15 項及び第 16 項による取扱いを行った場合、別に定めるスマートＩＣＯＣＡ会員規約第９条によらず、利用者はスマートＩＣＯＣＡ会員を退会することとします。

18　本ＩＣＯＣＡの情報をＩＣＯＣＡカード及びＴＯＩＣＡ乗車券に移し替えることはできません。また、第２項による場合を除き、ＩＣＯＣＡカード及びＴＯＩＣＡ乗車券の情報を本ＩＣＯＣＡに移し替えることはできません。

19　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、第１項によりモバイルデバイスにおいて本ＩＣＯＣＡを発行するにあたり、この規約で定めるＩＣＯＣＡアプリの決済処理に利用するための決済用カードを１枚登録するものとします。ただし、対象社が別に定める場合は除きます。登録した決済用カードは、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により変更することができます。

（制限又は停止）

第７条　当社は、旅客の輸送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、本ＩＣＯＣＡの発行、発行替え、ご利用及びその他サービスを制限又は停止することがあります。

２　当社は、次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、利用者に対して何ら通知又は催告を行うことなく、本ＩＣＯＣＡのサービスを制限又は停止することがあります。

（１）本サービスのシステムにおいて、必要な設備の保守・点検を行う場合又は障害が発生した場合

（２）本サービスのシステムの稼働に必要な電気通信事業者が管理又は運営する設備に関

して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、障害が発生した場合又はサービスを中止・中断した場合、若しくは当社がそれらのおそれがあると判断した場合

（3）アプリケーションの運営主体が、本ＩＣＯＣＡのサービスを終了した場合又は当社がそのおそれがあると判断した場合

（4）モバイルデバイスの生産が中止、中断又は終了された場合、若しくは当社がそれらのおそれがあると判断した場合

（5）その他、当社が制限又は停止することが必要と判断した場合

3　前項に定める制限又は停止、モバイルデバイスの故障、不具合又は電池切れ等により本ＩＣＯＣＡを利用できなくなった場合、利用者は、乗車区間に対する運賃及び料金を現金等により支払うものとします。

4　本サービスの利用状況が不適切又は利用状況に不審があると当社が認めた場合は、当社は、利用者に対して何ら通知又は催告を行うことなく、本ＩＣＯＣＡのサービスを制限又は停止することがあります。

5　前各項に定める制限又は停止等により利用者に生じる損害については、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（デポジット）

第８条　本ＩＣＯＣＡを発行又は発行替えするにあたり、デポジットは収受しません。

（チャージ）

第９条　ＩＣ約款第15条第１項及び第２項に定める方法（ただし、本ＩＣＯＣＡの取扱いが可能な機器に限ります。）のほか、本サービスのアプリ上の所定の操作により、本ＩＣＯＣＡで利用する、決済用カード又は当社が別に指定する支払い手段（以下「決済手段」といいます。利用できる決済手段は、使用する本サービスのアプリの種類、利用状況等により、当社が別に定めます。）による決済処理により、本ＩＣＯＣＡにチャージを行うことができます。また、共有設定ＩＣＯＣＡに対してＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）のアプリ上の所定の操作によりチャージを行う場合は、管理者が承認した場合に限ります。

2　前項にかかわらず、当社が必要であると判断した場合は、利用者に対して何ら通知又は催告を行うことなく、本サービスのアプリ上の操作による本ＩＣＯＣＡへのチャージの回数、金額等を制限し、また、当該回数、金額等を変更する場合があります。

3　本サービスの利用状況が不適切又は利用状況に不審があると当社が認めた場合は、利用者によるチャージを停止する場合があります。

（ＳＦ残額の確認）

第10条　ＩＣ約款第16条に定める方法（ただし、本ＩＣＯＣＡの取扱いが可能な機器に限ります。）のほか、本サービスのアプリ上の所定の操作により、本ＩＣＯＣＡのＳＦ残

額を確認することができます。

２　前項によるほか、共有設定ＩＣＯＣＡにおいては、所定の条件を満たす場合に限り、管理者がＳＦ残額を確認することができます。

（ＳＦ利用履歴の確認）

第11条　ＩＣ約款第17条に定める方法（ただし、本ＩＣＯＣＡの取扱いが可能な機器に限ります。）のほか、本サービスのアプリ上の所定の操作により、本ＩＣＯＣＡのＳＦ利用履歴を確認することができます。

２　前項によるほか、共有設定ＩＣＯＣＡにおいては、所定の条件を満たす場合に限り、管理者がＳＦ履歴を確認することができます。

（ＳＦ残額の払いもどし）

第12条　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、本ＩＣＯＣＡ（定期券の有効期間内又は有効期間の開始日前のＪＲＷ定期券及びＪＲＣ定期券を除きます。以下、本条において同じ。）が不要となった場合、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作又は会員メニューの所定の操作により、ＳＦ残額の払いもどしを請求することができます。この場合、ＳＦ残額から手数料として220円を差し引いた額を返金します。

２　ＳＦ残額の払いもどしの取扱いを行う場合、当社は、前項における請求者がモバイルＩＣＯＣＡ会員本人であることの確認を行ったうえで、モバイルＩＣＯＣＡ会員が指定する金融機関等の口座（日本国内のものに限ります。）に払いもどし額を返金します。

３　前各項によりＳＦ残額の払いもどしの取扱いを行った場合、第５条に定める会員登録は無効となります。なお、利用するモバイルデバイスにおいて複数のＩＣＯＣＡを利用している場合は、すべてのＩＣＯＣＡ（第18条第１項に定める再発行登録を行った状態のＩＣＯＣＡ及び第19条第１項に定める当社が管理するシステムに退避させた状態のＩＣＯＣＡを含みます。）のＳＦ残額の払いもどしの取扱いを行った場合に、第５条に定める会員登録が無効となります。

４　モバイルＩＣＯＣＡ会員が指定する金融機関等の口座又は会員データが正しく登録されていない場合は、第２項による返金ができない場合があります。

５　第１項によるＳＦ残額の払いもどしの請求日から起算して５年間返金対応が完了しない場合、当社は、当該請求を無効とし、ＳＦ残額を返金しない場合があります。

６　第１項及び第２項によりＳＦ残額の払いもどしの取扱いを行うと、ＩＣ約款第45条第２項により付加された他社の乗車券は無効となります。

（定期券の新規発売）

第13条　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に対し、ＩＣ約款第29条第１項から第３項に定めるＪＲＷ定期券（以下、本条において「定期券」といいます。）を購入することができます。

２　前項にかかわらず、小児運賃を適用した定期券及び旅客規則第36条に定める通学定期券のうち、小学校の通学定期券、その他ＩＣＯＣＡアプリ上で購入できない区間又は経路を含む定期券は購入することができません。

３　第１項にかかわらず、ＩＣ約款第29条第２項に定める連絡運輸となる定期券、同第３項に定める他の旅客会社線にまたがる定期券（「通勤用新幹線定期券ＦＲＥＸ（フレックス）」、「通学用新幹線定期券ＦＲＥＸ・ＰＡＬ（フレックス・パル）」（以下「新幹線定期券」といいます。）は除きます。）のうち、他社線の駅を発駅とするものは、購入することができません。

４　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、通学定期券を購入する場合で、旅客規則に定める通学証明書又は通学定期券購入証明書券（以下「通学証明書等」といいます。）の提示が必要となる場合は、購入する定期券の有効期間の開始の日から当社が定める日数の前までに、会員メニュー上の所定の操作で通学証明書等の画像をアップロードすることにより通学証明書等を提示し、購入の予約を行うことができます。

５　前項による通学証明書等の提示を行うことができない場合、当社が指定する様式の申込書と通学証明書等をサポートセンターに郵送することにより通学証明書等を提示し、購入の予約を行うことができます。

６　当社は、第４項又は前項による通学証明書等の提示及び購入の予約を受け、所定の確認を行ったうえで、原則としてモバイルＩＣＯＣＡ会員による購入の予約の完了の翌々日までに予約の承認を行います。通学証明書等の内容又は購入の予約の内容に不備がある場合は、当社は、予約の承認を行いません。予約の承認後、モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、本ＩＣＯＣＡに対し承認された定期券を購入することができます。モバイルＩＣＯＣＡ会員が承認された定期券を購入した場合、当社は、通学証明書等に記載された卒業予定年月日を基準として、第14条第２項に定める定期券を購入できる期限（以下「通学証明書等の最終通用年月日」といいます。）を当該本ＩＣＯＣＡに対して設定します。

７　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、新幹線定期券を購入する場合、当社が指定する申込サイトにおいて購入の予約を行うことができます。当社は、予約を受け、所定の確認を行ったうえで、原則として７日以内に予約の承認を行います。予約の内容に不備がある場合は、当社は、予約の承認を行いません。予約の承認後、会員は、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、本ＩＣＯＣＡに対し承認された定期券を購入することができます。

８　前各項により定期券を購入した場合、本ＩＣＯＣＡで利用する決済手段により決済処理が行われます。

（本ＩＣＯＣＡでサービスを提供する事業者の定期券の新規発売）

第13条の２　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）に対し、ＪＲＣ定期券を購入することができます。この場合、ＪＲＣ定期券の発売事業者は東海旅客鉄道株式会社となります。

２　前項によりＪＲＣ定期券のうち東海ＩＣ約款に定める通学定期乗車券を搭載させる場合の取扱いについては、前条第４項から第８項の定めを準用します。

３　ＪＲＣ定期券（新幹線定期券を除きます。）は、東海旅客鉄道会社線の駅を発駅とするものに限って購入することができます。

（定期券の継続発売）

第14条　利用者は、ＪＲW定期券に対して、原定期券（本条の定めにより利用者が新たに購入するＪＲW定期券に残余の有効期間を移し替える元となる原定期券のことをいいます。以下、本条において同じ。）の有効期間内に、同一の種類、区間及び経路のＪＲW定期券を購入する場合、本サービスのアプリ上の所定の操作により、新たに購入するＪＲW定期券の購入の日からその有効期間の開始の日の前日までについて、原定期券の残余の有効期間を移し替えて、購入することができます。ただし、共有設定ＩＣＯＣＡに対して本サービスのアプリ上の所定の操作により購入を行う場合は、管理者が承認した場合に限ります。

２　前項にかかわらず、通学定期券の場合であって、原定期券に対して、新たに購入するＪＲW定期券が年度の初回の購入となる場合、若しくは新たに購入するＪＲW定期券の有効期間が年度をまたがりかつ有効期間の終了の日が４月30日（第13条第６項（第15条第１項において準用する場合を含みます。）により通学証明書等の最終通用年月日が設定された本ＩＣＯＣＡにおいては、当該通学証明書等の最終通用年月日）を超える場合においては、前項に定める取扱いを行うことはできません。

３　第１項によりＪＲW定期券を購入した場合、本ＩＣＯＣＡで利用する決済手段により決済処理が行われます。

（本ＩＣＯＣＡでサービスを提供する事業者の定期券の継続発売）

第14条の２　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＪＲＣ定期券に対して、原定期券（本条の定めにより利用者が新たに購入するＪＲＣ定期券に残余の有効期間を移し替える元となる原定期券のことをいいます。以下、本条において同じ。）の有効期間内に、同一の種類、区間及び経路のＪＲＣ定期券を購入する場合、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、新たに購入するＪＲＣ定期券の購入の日からその有効期間の開始の日の前日までについて、原定期券の残余の有効期間を移し替えて、購入することができます。

２　前項にかかわらず、通学定期券の場合であって、原定期券に対して、新たに購入するＪＲＣ定期券が年度の初回の購入となる場合、若しくは新たに購入するＪＲＣ定期券の有効期間が年度をまたがりかつ有効期間の終了の日が４月30日（第13条の２第２項（第15条の２第１項において準用する場合を含みます。）により通学証明書等の最終通用年月日が設定された本ＩＣＯＣＡにおいては、当該通学証明書等の最終通用年月日）を超える場合においては、前項に定める取扱いを行うことはできません。

３　第１項によりＪＲＣ定期券を購入した場合、本ＩＣＯＣＡで利用する決済手段により

決済処理が行われます。

（定期券の区間変更）

第15条　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＪＲW定期券に対して、区間又は経路の変更を行う場合、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、原定期券を払いもどしし、新たなＪＲW定期券を購入することができます。この場合、原定期券の払いもどしにおいては、第16条第３項及び第６項の規定を、新たなＪＲW定期券の購入においては第13条の規定を準用します。

２　前項にかかわらず、ＩＣＯＣＡアプリ上で購入できない区間又は経路を含むＪＲW定期券への変更及びＪＲＣ定期券となる区間又は経路のＪＲW定期券への変更については、前項に定める取扱いを行うことはできません。

（本ＩＣＯＣＡでサービスを提供する事業者の定期券の区間変更）

第15条の２　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＪＲＣ定期券に対して、区間又は経路の変更を行う場合、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、原定期券を払いもどしし、新たなＪＲＣ定期券を購入することができます。この場合、原定期券の払いもどしにおいては、東海旅客鉄道株式会社の定めを、新たなＪＲＣ定期券の購入においては第13条の２の規定を準用します。

２　前項にかかわらず、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上で購入できない区間又は経路を含むＪＲＣ定期券への変更及びＪＲW定期券となる区間又は経路のＪＲＣ定期券への変更については、前項に定める取扱いを行うことはできません。

（定期券の払いもどし）

第16条　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＪＲW定期券が不要となった場合、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作又は当社が指定する申込サイトにより、ＪＲW定期券の払いもどしを請求することができます。

２　前項により払いもどしを請求した場合、次の各号により算出した額から手数料として220円（ただし、当社が別に定める場合は除きます。）を差し引いた額を返金します。

（１）ＪＲW定期券の有効期間の開始の日の前日までに払いもどしの請求があった場合、既に支払った定期旅客運賃

（２）ＪＲW定期券の有効期間の開始の日以降であってＪＲW定期券の有効期間中に払いもどしの請求があった場合、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた額

（３）前各号の規定にかかわらず、ＪＲW定期券の有効期間開始日後７日以内に払いもどしの請求があった場合、旅客から既に収受した定期旅客運賃から、ＪＲW定期券の区間を普通旅客運賃によって１日１往復（又は２回）ずつ乗車したものとして計算した額を差し引いた額

3　前項による払いもどし額は、当該ＪＲW定期券を購入した際に使用した決済手段へ返金します。ただし、当該ＪＲW定期券が第13条、第14条又は第15条により購入されたＪＲW定期券ではない場合は、モバイルＩＣＯＣＡ会員が指定する金融機関等の口座等（日本国内のものに限ります）に返金します。この場合、第12条第４項及び第５項の規定を準用します。

4　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、前各項による取扱いと同時に本ＩＣＯＣＡが不要となった場合、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作又は会員メニュー上の所定の操作又は当社が指定する申込サイトにより、ＪＲW定期券及びＳＦ残額の払いもどしを請求することができます。この場合、第２項に定める払いもどし額とＳＦ残額の合計額から手数料として220円を差し引いた額を返金します。

5　前項により取り扱う場合は、ＳＦ残額に対する払いもどし額は第12条第２項により、ＪＲW定期券に対する払いもどし額は第３項による方法で返金します。

6　第１項及び第４項による払いもどしの請求は、ＩＣＯＣＡアプリ又は会員メニューの当該取扱いに関するサービス提供時間内に行うこととし、第２項に定める払いもどし額の算出における請求時期は、当社システムにおいて払いもどし処理が完了した時点とします。また、当該ＪＲW定期券が通学定期券の場合、払いもどし処理の完了に伴い、第13条第６項（第15条第１項において準用する場合を含みます。）により設定された本ＩＣＯＣＡの通学証明書等の最終通用年月日は、設定が解除されます。

7　第４項により取り扱う場合は、ＳＦ残額の払いもどしに対して第12条第３項から第６項の規定を準用します。

8　列車が運行休止のため、引き続き５日以上ＪＲW定期券を使用できなくなった場合であっても、旅客規則第282条第１項第１号に定める取扱いのうち、ＪＲW定期券の有効期間の延長の取扱いは行いません。この場合、サポートセンターへの申し出により、同第288条の定めによる払いもどしを行います。

（本ＩＣＯＣＡでサービスを提供する事業者の定期券の払いもどし）

第16条の２　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、ＪＲＣ定期券が不要となった場合、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作又は当社が指定する申込サイトにより、ＪＲＣ定期券の払いもどしを請求することができます。

2　前項により払いもどしを請求した場合の返金の取扱いは、東海旅客鉄道株式会社の定めによります。

3　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、前各項による取扱いと同時に本ＩＣＯＣＡが不要となった場合、モバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作又は会員メニュー上の所定の操作又は当社が指定する申込サイトにより、ＪＲＣ定期券及びＳＦ残額の払いもどしを請求することができます。この場合、第２項により東海旅客鉄道株式会社が定める返金額とＳＦ残額の合計額から手数料として220円を差し引いた額を返金します。

4　前各項によりＪＲＣ定期券が不要となった場合の取扱いについては、前条第３項及び

第５項から第８項までの定めを準用します。

（無効となる場合）

第17条　ＩＣ約款第21条第１項各号又は第２項各号に該当する場合又は東海ＩＣ約款第36条に該当する場合は、当該本ＩＣＯＣＡを無効とし、本サービスの利用停止を行います。

２　ＩＣ約款第33条第１項各号に該当する場合、又は第13条第４項若しくは第５項により提示する通学証明書等を偽造・変造若しくは不正使用した場合、当該本ＩＣＯＣＡを無効とし、本サービスの利用停止を行います。

３　利用者がモバイルデバイス又は本サービスのアプリにおいて偽造・変造又は不正な操作・処理を行った場合、前各項の定めにより当該本ＩＣＯＣＡを無効とし、本サービスの利用停止を行います。

４　本サービスの利用状況が不適切又は利用状況に不審があると当社が認めた場合は、利用者に対して何ら通知又は催告を行うことなく、本ＩＣＯＣＡを無効とし、本サービスの利用停止を行うことがあります。

５　前各項に該当する場合であって、当該利用者が利用するモバイルデバイスにおいて複数のＩＣＯＣＡを発行又は発行替えしている場合は、当該本ＩＣＯＣＡ以外の本ＩＣＯＣＡも無効とし、本サービスの利用停止を行うことがあります。

６　第１項による場合、ＩＣ約款第22条の定めにより不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等を行います。

７　第２項による場合、ＩＣ約款第34条の定めにより不正使用等に対する旅客運賃・増運賃及び料金・増料金の収受等を行います。

（再発行）

第18条　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、本ＩＣＯＣＡを利用するモバイルデバイスが紛失又は故障により使用できなくなった場合等は、会員メニュー上の所定の操作又はサポートセンターに申し出ることで、次の各号に定める条件を満たす場合に限って、当該ＩＣＯＣＡに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行ったうえで、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作により、再発行を行うことができます。

（１）申し出時に利用者がモバイルＩＣＯＣＡ会員であること。

（２）モバイルＩＣＯＣＡ会員本人が申し出ること。

（３）モバイルＩＣＯＣＡ会員規約の定めによる会員データが、正しく当社のシステムに登録されていること。

２　前項により再発行登録が完了した後、これを取り消すことはできません。

３　第１項により再発行登録を完了した場合、定期券については再発行登録完了の当日以降、ＳＦ残額については再発行登録完了の翌日のサービス提供時間の開始以降に、定期券を再発行したＩＣＯＣＡに対して再発行を行うことができます。この場合、ＳＦ残額を再

発行するまでの間、本ＩＣＯＣＡへのチャージ、本ＩＣＯＣＡにおける定期券に関する取扱い、WESTERポイント規約及びWESTERポイント（チャージ専用）規約に定める本ＩＣＯＣＡにおける取扱い等を行うことができません。

４　前項によらず、再発行登録完了の翌日のサービス提供時間の開始以降に、定期券の再発行とＳＦ残額の再発行を同時に行うことができます。

５　前各項によらず、ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を使用するモバイルデバイスにおいてウォレットを利用することができる利用者は、Apple社が提供するモバイルデバイスを管理するシステム上の所定の手続きにより、別のモバイルデバイスに情報を移行させることができます。

６　モバイルデバイス、本サービスのアプリ又はソフトウェア等の不具合により、利用者の意図しない場合であっても、再発行登録が行われる場合があります。

７　モバイルＩＣＯＣＡ会員は、再発行登録前に本ＩＣＯＣＡを設定していた同一のＯＳ及び管理システムの同一口座で管理されたモバイルデバイスにおいて所定の操作を行うことにより、再発行された本ＩＣＯＣＡを利用することができます。

（モバイルデバイスの変更）

第19条　利用者は、本ＩＣＯＣＡを使用するモバイルデバイスを変更する場合、次の各号により、変更後のモバイルデバイスに情報を移行させることができます。

（１）Android OSからAndroid OSへの変更

モバイルデバイス（Android）において利用する本ＩＣＯＣＡのモバイルＩＣＯＣＡ会員が、当該本ＩＣＯＣＡを別のモバイルデバイス（Android）に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイスにおけるモバイルＩＣＯＣＡアプリ又はおサイフケータイアプリ上の所定の操作により、当該本ＩＣＯＣＡを当社が管理するシステムに退避させたうえで、変更後のモバイルデバイスにおいてモバイルＩＣＯＣＡアプリ又はおサイフケータイアプリ上の所定の操作を行います。

（２）iOS・watch OSからiOS・watch OSへの変更

モバイルデバイス（iOS・watch OS）において利用するＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）の利用者が、当該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を別のモバイルデバイス（iOS・watch OS）に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡアプリケーション又はウォレット上の所定の操作により、当該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を当社が管理するシステムに退避させたうえで、変更後のモバイルデバイスにおいてＩＣＯＣＡアプリケーション又はウォレット上の所定の操作を行います。

（３）Android OSからiOS・watch OSへの変更

モバイルデバイス（Android）において利用するＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）のモバイルＩＣＯＣＡ会員が、当該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を別のモバイルデバイス（iOS・watch OS）に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイスにおけるモバイルＩＣＯＣＡアプリ又はおサイフケータイアプリ上の所定の操作により、当

該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を当社が管理するシステムに退避させたうえで、変更後のモバイルデバイスにおいてＩＣＯＣＡアプリケーション上の所定の操作を行います。この場合、変更前のモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に登録されていた決済用カードの情報は、変更後のモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に移行されません。

（４）iOS・watch OS から Android OS への変更

モバイルデバイス（iOS・watch OS）において利用するＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）の利用者が、当該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を別のモバイルデバイス（Android）に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡアプリケーション又はウォレット上の所定の操作により、当該ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を当社が管理するシステムに退避させたうえで、変更後のモバイルデバイスにおいてモバイルＩＣＯＣＡアプリ上の所定の操作を行います。この場合、変更前のモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に登録されていた決済用カードの情報は、変更後のモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）に移行されません。

２　利用者が、前項第１号又は第２号により本ＩＣＯＣＡを使用するモバイルデバイスを変更する場合であって、同号に定める変更前のモバイルデバイスにおける本サービスのアプリ上の所定の操作を行わなかった場合、前条に定める再発行の取扱いを行うこととします。

３　利用者が、第１項第３号又は第４号によりＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）を使用するモバイルデバイスを変更する場合であって、同号に定める変更前のモバイルデバイスにおける本サービスのアプリ上の所定の操作を行わなかった場合、次条に定める利用の終了の取扱いを行うこととします。

４　第１項にかかわらず、モバイルデバイスの利用環境により、変更後のモバイルデバイスに情報を移行することができない場合があります。

（利用の終了）

第 20 条　第 12 条によるＳＦ残額の払いもどし又は第 16 条第４項若しくは第 16 条の２第３項による定期券及びＳＦ残額の払いもどしの手続きの完了をもって、本ＩＣＯＣＡの利用の終了とします。

（規約の変更）

第 21 条　当社は、民法第 548 条の４の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、この規約を変更することができるものとします。

（１）この規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合

（２）この規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事象に照らして合理的なものである場合

２　この規約を変更する場合、当社は予めＷＥＢサイトで公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。

（利用環境）

第 22 条　利用者は、本サービスの利用にあたり必要なモバイルデバイス、ソフトウェア、電気通信事業者から受ける通信サービス及びその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとします。

２　利用者は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとします。

３　モバイルデバイスの故障又は電池切れ、電気通信事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により利用できる状態にない場合は、本サービスの一部又は全部を利用することができません。

（免責事項）

第23条　対象社は、対象社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害（共有設定ＩＣＯＣＡにおいては、管理者の損害及び代理決済を行う際にＩＣＯＣＡアプリを操作する保護者等の損害を含みます。以下、本条において同じ。）については、その責めを負いません。

２　対象社は、本ＩＣＯＣＡの取扱いについて、利用者以外の第三者に対する一切の責任を負いません。

３　利用者がモバイルデバイスを紛失した場合又は故障により使用できなくなった場合等であって、第 18 条第１項に定める再発行登録を行う場合は、同条同項に定める使用停止措置が完了するまでの間に、本ＩＣＯＣＡのＳＦ残額の使用、チャージ、払いもどし等で生じた利用者の損害について、対象社はその責めを負いません。また、同条第５項に定める所定の手続きを行う場合は、当該手続きが完了するまでの間に、本ＩＣＯＣＡのＳＦの使用、チャージ、払いもどし等で生じた利用者の損害について、対象社はその責めを負いません。ただし、いずれの場合も、当該損害が、対象社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

４　共有設定ＩＣＯＣＡに対する管理者、代理決済を行う際にＩＣＯＣＡアプリを操作する保護者等又は利用者による操作、利用又は不適切な取扱い等により管理者又は利用者に損害が生じた場合であっても、当該管理者、利用者間で解決するものとし、対象社はその責めを負いません。

（サービスの提供時間）

第 24 条　本サービスの提供時間は、別に定めます。

（ソフトウェアのバージョン交換等）

2026年３月17日改正

第25条　当社及び別表１のアプリケーションの運営主体は、本サービスに関する品質の維持・向上のため、予告なく別表１のアプリケーションの更新又はその他必要なソフトウェアのバージョン交換を行うことがあります。

２　電気通信事業者又はモバイルデバイスの発売会社は、ソフトウェアのバージョン交換等を行うことがあります。

３　前各項により本ＩＣＯＣＡが利用できなくなった場合であっても、利用者に生じたいかなる損害（共有設定ＩＣＯＣＡにおいては、管理者の損害を含みます。）について、対象社はその責めを負いません。

（利用者の責任）

第26条　利用者(代理決済によりＩＣＯＣＡアプリを操作する保護者等を含みます。以下、本条において同じ。）は、この規約及び本ＩＣＯＣＡのアプリ上の所定の操作方法等を遵守するものとします。

２　利用者による前項に反した行為、不正な行為又は違法な行為により対象社に損害が生じた場合、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

３　管理者は、共有設定ＩＣＯＣＡの利用者に対し、この規約及び本ＩＣＯＣＡの所定の操作方法等を遵守させるものとします。

附則

本改定は原則として2026年３月17日から施行します。

ただし、改定後の第16条第２項第３号については2026年３月14日から施行します。

別表１　本ＩＣＯＣＡの取り扱いを行うアプリケーション（第１条、第３条、第25条）

	アプリ名称	運営主体（略称）	使用するＯＳ	発行できるモデル
ア	モバイルＩＣＯＣＡアプリ	当社	Android	ＩＣＯＣＡ(ＩＣＯＣＡモデル)、ＩＣＯＣＡ(ＴＯＩＣＡモデル)
イ	ＩＣＯＣＡアプリケーション	当社	iOS	ＩＣＯＣＡ(ＩＣＯＣＡモデル)
ウ	ウォレット	Apple	iOS、watch OS	ＩＣＯＣＡ(ＩＣＯＣＡモデル)
エ	おサイフケータイアプリ	フェリカネットワークス	Android	ＩＣＯＣＡ(ＩＣＯＣＡモデル)、ＩＣＯＣＡ(ＴＯＩＣＡモデル)

2026年３月17日改正

別表２　本ＩＣＯＣＡのデザインについて

（１）ＩＣＯＣＡ（ＩＣＯＣＡモデル）

（ＩＣＯＣＡアプリ）　（ウォレットアプリ）　（おサイフケータイアプリ）







（２）ＩＣＯＣＡ（ＴＯＩＣＡモデル）

（ＩＣＯＣＡアプリ）　（おサイフケータイアプリ）





別表３　発売する定期券を本ＩＣＯＣＡに搭載できる事業者

東海旅客鉄道株式会社